

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 刑事手続（第二条—第十二条）

附則 第一章 総則

（定義）

**第一条** この法律において「協定」とは、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定をいう。

**第二条** この法律において「派遣国」とは、千九百五十一年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十一年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国であつて、日本国との間に協定が効力を有している間ににおけるものをいう。

**第三条** この法律において「国際連合の軍隊」とは、派遣国が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間ににおけるものをいう。

**第四条** この法律において「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属する人員で、現に服役中のものをいう。

**第五条** この法律において「軍属」とは、派遣国の国籍を有する文民（派遣国及び日本国の一重国籍者については、当該派遣国が日本国内に入れた者に限る。）で、当該国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国内に在留する者を除く。）をいう。

**第六条** この法律において「家族」とは、左に掲げる者（日本国の国籍のみを有する者を除く。）をいう。

一　国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子  
二　国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

**第七条** この法律において「国際連合の軍隊の使用する施設」とは、協定第五条第一項の施設をいう。

**第二章 刑事手続**

（施設内の逮捕等）

**第二条** 国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

**第三条** 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁锢にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡）

**第三条** 檢察官又は司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十六条第三項（a）に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認められたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定にかかるわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならない。

**第二条** 司法警察員は、前項の規定により被疑者が国際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領）

**第四条** 檢察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けなければならぬ。この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものとの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものと示して、その引渡しを受けることができる。

2　検察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国による罪を犯したことなどを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3　前二項の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第二百三十三条、第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

（施設内の差押え、捜索等）

**第五条** 国際連合の軍隊がその権限に基づいて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

（日本国による罪に係る事件についての捜査）

**第六条** 協定により派遣国の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査をすることができる。

2　前項の検査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の發付その他刑事訴訟に關する法令に定める権限を行使することができる。

（証人の出頭等の義務）

**第七条** 派遣国の軍事裁判所の嘱託により、裁判官から派遣国の軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならない。

2　前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

（証人の勾引についての協力）

**第八条** 正當な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について派遣国の軍事裁判所から嘱託があつたときは、裁判官は、その証人に對して勾引状を発して、これを派遣国の軍事裁判所に勾引することができる。

2　前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の嘱託の趣旨を記載しなければならない。

3　第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4　刑法訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

（書類又は証拠物の提供等）

**第九条** 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国による罪に係る事件以外の刑事案件につき、当該国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族の逮捕の要請を受けたときは、それを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2　国際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に



に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改  
正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日  
四 第一条中刑事訴訟法第二百九十九条第二項の改正規定、同法第二百一条の次に一条を加える改  
正規定、同法第二百七条の次に二条を加える改正規定、同法第二百八条第一項の改正規定、同  
法第二百二十四条に一項を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百五  
十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七一条の次に七条を加える改正規定、同法  
第二百九十条の二第一項、第二百九十二条、第二百九十三条の三ただし書、第二百九十九条の三ただし  
書、第二百九十九条の四、第二百九十九条の五、第二百九十九条の六、第二百九十九条の七及  
び第三百十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三百六条の五、第三  
百六条の十一、第三百六条の二十三第三項、第三百四十三条、第三百五十条の二十二、第  
四百二十九条及び第四百六十三条の改正規定並びに同法第四百六十八条に三項を加える改正規  
定並びに附則第四条の規定、附則第十六条中日米地位協定刑事特別法第十二条の改正規定、附  
則第十七条中日国連裁判権議定書刑事特別法第四条の改正規定、附則第十九条中日国連地位協  
定刑事特別法第四条の改正規定、附則第二十一条から第二十三条までの規定、附則第二十六条  
中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九  
条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条规定  
一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条的十  
一の項の改正規定（「第一百六十九条」の下に「、第二百七十二条の八第一項及び第四項」を加  
える部分に限る）、附則第三十三条及び第三十四条の規定並びに附則第三十五条のうち刑法等  
一部改正法第三条中刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定 公布の日から起算して  
九月を超えない範囲内において政令で定める日  
（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。